

第四百四十四回
会

参議院経済・産業委員会會議録第二号

平成十年十二月十日(木曜日)

午後五時十五分開会

委員の異動

十二月十日

辞任

益田 洋介君

補欠選任

海野 義孝君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

須藤良太郎君

成瀬 守重君

畑 恵君

築瀬 進君

山下 芳生君

梶原 敬義君

上野 公成君

加納 時男君

倉田 寛之君

小山 孝雄君

中島 眞人君

中曾根弘文君

平田 健二君

福山 哲郎君

本田 良一君

前川 忠夫君

海野 義孝君

加藤 修一君

西山登紀子君

渡辺 秀央君

水野 誠一君

国務大臣

通商産業大臣

与謝野 馨君

政府委員

通商産業大臣官
房審議官

岡本 巖君

通商産業省産業
政策局長

江崎 格君

通商産業省環境
立地局長

太田信一郎君

中小企業庁長官

橋田 勝彦君

事務局側

常任委員会専門
員

塩入 武三君

説明員

労働省職業安定
局長

戸部 利和君

本日の會議に付した案件

○新事業創出促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、益田洋介君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前川忠夫君 民主党・新緑風会の前川でございます。(拍手)

余り盛大な拍手をされますと足が震えるんです

が、大臣、御苦勞さまでございます。朝から予算

委員会でお疲れだと思いますが、新しく通産省と

して新事業創出促進法案を提出されましたので、

ベースになる問題を含めて若干お聞かせいただき

たいと思います。

まず、通産省として今度の法律を出されたパッ

クグラウンドといえますか、認識を少しお伺いし

たいと思います。

私は、日本における中小企業というのは、戦後

既に五十年を経過しておりますが、さまざまな

時代の中で日本の経済、産業を実質的に支えたの

は中小企業だという理解を私はいたしております。

もちろん、自動車産業であったり、あるいは

電機産業といったような花形産業あるいは大企業

というものがいわゆる日の当たるところにあった

とすれば、それを支えた中小企業というのは、む

しろ日の当たらないと言つてそこで働いた人たちが

あるいは経営者の皆さんに申しわけないんです

が、陰でそれを支えてきた、そういう役割を中小

企業の皆さん方は果たしていただいた、私はそう

を埋めるといふと適切な表現ではないかもしれま

せんが、そういう形で私どもの生活にさまざまな

面で貢献をしていただいたのが私は中小企業だろ

うと思います。

しかし、そういう今申し上げたようなさまざま

な私たちに与っては大変ありがたい存在であった

中小企業が、周辺を含めまして、ではそれだけの

温かい目で、あるいはそれなりの評価を受けてき

ただらうかということになりますと、これは今

の実態は甚だ厳し過ぎるんじゃないかというよう

に感じます。

もちろん、それは例えば最近の銀行問題、金融

に見られるような貸し渋りの問題もそうだけれ

ども、これは貸す側の銀行にもあるいは一理ある

かもしれません。あるいは、すべての中小企業が

私は健全だとは必ずしも言い切っておりません

から、そういう面ではさまざまな言い分はあるん

で、しょうけれども、その割には僕は中小企業とい

うのが少し冷遇され過ぎてはいないか。もちろん、

大企業というのはほうっておいてもある意味では

自分

で

生

き

て

い

く

ま

し

て

い

く

ま

し

て

い

く

ま

し

て

機動性に欠けているということに比べますと、中小企業は大変機動性に富む、そしてダイナミックな存在であろうと私は思っております。

先生御指摘のように、社長ばかりでなく、中小企業で働いておられる方々というのは日本の勤労所得者の大半を占めておられるわけでございまして、そういう意味では、政治が中小企業に対してさらに関心を持ち、さらに手厚い政策をとっていくという必要性は大変大事なところだろうと私は思っております。

我々は今回、金融、技術、人材、あらゆる面で、今考えられるいろんな政策をこの法律に盛り込んでそれを実現しようとしておりますが、やはりその原点は、日本の活力、ダイナミズム、それから今までの成長、また二十一世紀に向けて日本が豊かな社会を引き続き継続していくためには日本の健全な中小企業の際立った活躍、活動が必要である、それが我々の原点でございます。

○前川忠夫君 私、今大臣からお話がございましたような基本的な認識については共通であり、共有できるんじゃないかと思えます。

そこで、これは今回の法案だけではなしに、さまざまな景気の浮き沈みのときによく言われることは、中小企業や何かに雇用の受け皿的な機能をこれまでも随分期待してきたと思うんです。もちろんそれにとえられた時期もあった。それから、働く人たちの流れを見ますと、大企業から中企業、中企業から小企業というのが比較的多いんです。ほとんどと言っていいでしょう。中小零細企業から大企業に仕事を変わっていった人などというのとはほとんどないんです。特殊な技能を持っている人は別ですけども。そういう意味で、いつまでも今の中小企業にそういうものを求めるのは本当に中小企業にとってもいいんだろうかという思いがあるんです。

それは二つの理由があるんです。一つは、労働条件の面でかなりきついわけです。もともと中小企業というのは、ある意味ではかなりコストを削って削ってそれで例えばメーカーならメーカー

に納める、そのことによって経営を成り立たせるという機能があると私は思うんです。それからもう一つは、労働集約型の中小企業じゃもう成り立たない。やっぱり人を整理していかなくちゃならない、少なくともいかなきゃならない。そこに、今の雇用環境の厳しいうちに、中小企業に助成金や補助金を出すから人を雇いなさいと言っても本当にそれが実現できるんだろうかという思いが実はあるわけです。

そういう問題について、今度の法律の中で中小企業を対象にしている、これは労働省の所管の部分もありますけれども、かなり大きなウェイトを置いて考えておられるようですが、本当にそれで中小企業というのがこれから生き残っていくんだろうかという思いが僕はあります。

さきの国会では大店立地法等さまざまな議論がございました。商業、流通、サービス等におきましても、大企業からむしろ中小企業に人が流れる。本来、中小企業あるいは中小の商店というのは街づくりの基盤にならなくちゃならない。ところが、そこも経営が苦しい。こういう実態の中で、いつまでも中小企業やこういうサービス業に人の受け皿になってもらうという発想はそろそろ転換をすべきなのではないかというふうに僕は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(福田勝彦君) 先ほど大臣の方からもお答えいたしましたように、中小企業というのは雇用吸収力の面でも、現在総従業員数の八〇％の雇用の吸収を事実として果たしているわけでございます。もちろん、現下の経済環境が大変厳しい状況にございますから、そういった中小企業について、我々としては、中小企業に期待をいたします。持ち前のバイタリティーとかきめの細かい新商品開発、新サービスの提供、あるいは新たな技術開発等々に臨んでいただきたいということで、本法案も含めまして諸種の対策をとらせていただいております。

一つ統計的に申し上げさせていただきますと、雇用面で平成六年から動きがございします。平成六

年をピークに七年、八年と従業員規模五百人以上の大企業では雇用の規模が減少してきております。ただ、四百九十九人以下の企業、これは中小企業の定義にぴったり当てはまる数字がございまして、この数年間着実に雇用を増大させてきております。こういった面でも、中小企業の雇用の動きをいたしましては、結果的には雇用全体に大変大きな寄与をしているわけでございします。

ただ、先ほど申し上げましたように、現下大変厳しい状況にございます。先生御指摘のように、小売業者も含めまして、生産、販売の減少に伴いまして、我々中小企業対策を推進している立場からしますと、従来は雇用の過剰感というのにはなかつたわけですが、一部の統計では雇用の過剰感というのでも最近出てきている状況にございます。特に昨年の十二月以降でございますが、従業員数五百人未満の企業では雇用者数が十一月連続で徐々にはありますが減少傾向がございします。これは現下の経済情勢でございしますので無理からぬところと考えております。

我々としては、機動的なマクロ経済運営を緊急経済対策等で行いますとともに、中小企業政策におきましては非常にきめの細かい金融対策、これは御承知のとおり十月一日から貸し渡り保証制度等も発足させてございます。それ以外に、本法案の中にも盛り込ませていただいております。日本版SBIIR制度の導入による技術開発とか事業化の促進など、こういった対策を講ずることによって引き続き中小企業政策が結果としても雇用増に貢献をいただきたいというような気持ちで施策を推進しているところでございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

○前川忠夫君 そこで、現在の中小企業の実態と景気の判断について通産省の見解をお伺いしたいんです。

一昨日の経済企画庁の月例経済報告、私も資料をいただいておりますが、景気判断として

は大変厳しいけれども、変化の胎動がうかがえる、こういう表現になっていたと思うんですが、個人消費が回復をしない限りは、個人消費に対する見方というのは非常に厳しいんです。確かに家電の、特にいわゆる白物といいますが箱物のような部分については回復の兆しが見えるとか、あるいは軽自動車等については確かに対前年比では大幅な伸びを示しているということは事実のようですね、けれども、消費全体が低迷をしているという事実、これから考えますと、なぜなんだろうと。この月例経済報告でも、収入の減少があつて財布のひもがかたいたという評価をされておられるわけですね。

私は、景気をよくするための幾つかの材料の中に、お金がないんじゃないかと、先行きの不安というのがやっぱり一番大きいんじゃないか。それは、例えば今申し上げましたような雇用の不安、本当に大丈夫なんだろうかという不安。実はけさ方もある業界の皆さん方と朝食会でいろんなお話をしておったんですが、これはタクシーやハイヤーの組合の皆さん方なんですが、中堅以上の大手の企業でも依然としてまだ資金繰りが厳しい。特に、ああいう業界ですから、まさに自転車操業と言つと自動車屋さん申しわけないんですが、そういう厳しい実態が依然として続いている。労働組合の皆さん方が何とかしてほしいと今言っているわけですが、このままじゃ会社がおかしななりそうだと。これは本当に小さい企業じゃないんです。そういう組合の幹部の皆さんの意識というのはやっぱり組合員の皆さんに伝わるわけです。そうすると雇用の問題についての不安というのは広がります。とすると、何かあったときのためにということでも多少無理をしても買い控えをしておくかと。

それから、今、予算委員会、第三次補正については決着を見たようでありましたが、年末にかけて来年度の予算編成が行われます。その中で年金やあるいは医療の問題についても恐らく政府ではきちっと議論されるんだと思えますけれども、少な

くとも今の状況の中で、私は、年金の掛金を引き上げるとかあるいは医療費の財政事情が厳しいから医療費をまた引き上げるなどという乱暴なことはされないうと思ひますけれども、こういう先行きの不安が消費を停滞させているかなり大きな原因だと思ひます。この問題が解決をしませんと、私は、先ほど申し上げたような景気を回復軌道に乗せるといふのは非常に難しいんじゃないか。

特に、流通関係の実態を見てもまずと連統マイナスです。一時期といひますか、十二月に入つて大手のスーパーで消費税分の還元セールというのをやたらお客さんが来たというお話ですけれども、これは長続きするものではないだろうというふうに思ひます。そうしますと、やはりしっかりと景気対策をやるといふことが大事でありまして、そういう点では現在の不況の最も深刻な影響を受けているのは中小企業なんではないかというふうには思ひます。

この辺の中小企業の実態についてぜひ通産省の見解をお伺ひして、その上でこれからこの実態をどこでとめようとされておられるのか、もちろんこれは政府全体の問題ではあると思ひますが、通産省としての見方、見解についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(江崎格君) 今、民需の低迷しております背景として先行きに対する不安があるという御指摘がございましたが、この点につきまして私から先にお答えいたします。

先生の御指摘のとおりでございます。現在の民需、個人消費あるいは設備投資、住宅建設が低迷しているという背景に、家計とか企業のマインドの冷え込みというのがございます。その背景としてまさに先行きに対する国民の不安があるということかと思ひます。

私どももこれは非常に強く認識しております。今、今回の緊急経済対策におきましても、先行き不安の払拭をするということのために、従来なかつたことですが、複数年次にわたりました景気の回復の道筋を示すという努力をしており

まして、十一年度だけではなくて十二年度、十三年度にわたる回復のパスを示すという努力をしたつもりでございます。

それから、今、雇用の問題もお触れになりましたけれども、百万人規模の雇用の創出あるいは安定を図るといふことで、対策に雇用活性化総合プランといふようなものも織り込んでおります。

それから、御指摘の先行き不安といふことに関しましては、年金の改革ですとかあるいは医療保険の改革、こういったことにつきましても、他省の関係でございますけれども、制度改革を目指しまして現在、次の通常国会に向けて法案を提出するという準備が進んでいるというふうな承知をしております。

それから、同じく先行き不安を払拭するといふ観点では、所得税を中心とした税制改革などにつきましても現在検討が行われておりまして、これらにつきましても実現いたしますと先行き不安の払拭に寄与するんじゃないか、このように考えております。

○前川忠夫君 そこで、今度の法律とある意味ではセットといふふうな考えていいんでしょうか。労働省の方にお伺ひをしたいと思います。職安局の方、お見えでしょうか。

労働省が現在の雇用の状況についてどんな認識を持っておられるのか、まずお伺ひをしたいと思います。

今度の緊急経済対策の中で、雇用活性化総合プラン、いわゆる百万人の雇用を創出しようといふことで新しい経済対策を打ち出されたわけですが、問題はこれまでの、つまり今度の経済対策以前の問題です。

現在の雇用の状態といふのは急に起きたわけではあります。何年も前から言つてもいいくらいに状態がだんだん悪化しているんです。今では有効求人倍率は〇・五を切つていますし、失業率も四・三を實質的には超えているんじゃないかというふうなことは言われております。

これまで、例えば短期で見まして、ことに入

りましてからでも第一次補正あるいは第二次補正をやつてまいつたんですが、そのことの効果については労働省はどんな評価をしておられるのか、まず最初にお伺ひをしたいと思います。

○説明員(戸部利和君) 最近の厳しい雇用失業情勢に対しましては、四月の総合経済対策の一環として雇用調整助成金の拡充を初めいたしました雇用の維持安定対策、それから生涯職業能力開発促進センターにおける離職者向けの訓練の拡充、積極的な求人開拓等々によりまして離職者の再就職の支援、それからベンチャー企業への支援等による新規雇用創出対策、そういったものを柱といたします緊急雇用開発プログラムを策定いたしました。これの具体的な実施につきましては、補正予算が成立いたしました翌日の六月十八日から実施いたしましたところでございます。

緊急雇用開発プログラムの効果について主要な点を申し上げますと、一つは求人開拓でございます。これにつきましては、求人開拓推進員を全国のハローワークに配置しまして、ハローワークの職員と一緒に事業場に直接向いて求人開拓を行ったわけなんです。十月の実績を申し上げますと、そういう格好で事業所訪問によつて新たに確保いたしました求人数は約十万七千件であります。十月の新規求人約二割を占めているという状況でございます。

それから、各種の助成金の状況でございますが、高齢者ですとかあるいは障害者ですとか就職困難な方の雇入れを支援しようといふことで特定求職者雇用開発助成金制度を設けているわけですが、これにつきまして、従来五十五歳以上を対象にいたしていただけたわけですが、六月からは四十五歳まで要件を引き下げたわけでありまして、引き下げました結果、六月から十月にかけて新たにこの助成金の対象になりました就職した四十五歳から五十五歳の労働者の方は五万人でございます。そういう意味では、五万人の中年層雇用の雇用につながつたといふふうな考えております。

それから雇用調整助成金、雇用の維持を図る

う、失業の防止を図るという対策でございますが、これにつきましても支給内容の充実を図つたといふことで、実施前の五月には休業ですとか教育訓練ですとかそういったものの実施計画をハローワークの方に提出いただいた件数が四万件であつたんですが、十月には約六倍の二十五万人といふことで大幅な増加を遂げているといふことでございまして、そういった意味で雇用の維持安定なり再就職の促進にかなりの実効を上げてい

ではないかといふふうな考えております。

○前川忠夫君 それではなおかつ失業率が四・三、あるいは有効求人倍率が〇・五を切るような状態といふのは、もしやらなかつたらもうとひどくなつた、多分こういう反論がされるん

と思います。

そこで、今度の緊急経済対策の中で、経済対策の効果として約三十七万人、それから雇用活性化総合プランで六十四万人、いわゆる百万人の雇用創出計画といふふうな言われているわけですが、この具体的な根拠についてお伺ひをしたいと思います。

さまざまなプランがこれの中には盛り込まれておりますが、果たしてこれがどれだけの人員に相当するのかわかるのは定かではありません。もちろん、計算をすることがなかなか困難な対策もありまして、私もそうむづかしいことを申し上げるつもりはありませんが、百万人といふのは少しアウト過ぎはしないかという気がするんです。

例えば、GDPの押し上げの効果が二・三%、これは経企庁の試算ですが、それによる雇用弾性値〇・三なり〇・七といふものをベースにして三十七万人といふ数字が一つは出てきています。

それからもう一つは、労働省の今やっております法案の具体化によつて六十四万人といふこと

のようでありまして、そう細かいことは結構ですから、実際に積み上げて出てきた数字なのかあるいはアバウトな数字なのか、その辺だけちょっとお答えいただけますか。

○説明員(戸利和君) 一つは、三十七万人でござ

いますが、これは今、前川委員おっしゃったとおり、計算は経済企画庁の方で行っているものであります。具体的には、今お話しがありましたように、今回の緊急経済対策で、一年間で実質GDPの押し上げ効果が二・三％である。それから、GDPが一％上昇したときに雇用者数がどれだけ増加するか、これが雇用の弾性値であります。雇用弾性値を、一般には〇・三から〇・七と言われているんですけれども、企画庁の計算では一番かたいたところで〇・三を使って計算をいたしております。この緊急経済対策の策定時点におきます、これは九月になります。九月の雇用者数、これが五千三百四十一万人であります。それにGDPの押し上げ率百分の二・三、これを掛け、さらに先ほど申し上げた雇用弾性値の〇・三を掛けると三十七万人という数字になります。これはそういう意味ではかなり弾性値をかた目に見た数字ではないかというふうに私も考えております。

それからもう一つは、残りの六十四万人でございしますが、これは大きく二つに分けて考えております。一つは先ほど申し上げました高齢者、障害者等の就職困難な方々の就職を促進しようというところで、事業主の雇い入れに伴う賃金コストの負担を軽減しようという制度であります。特定求職者雇用開発助成金であります。それから、その他地域関係の各種助成金、そういったものを合わせまして、労働者の就職支援対策によりまして約三十四万人の雇用創出が図れるだろう。それから雇用調整助成金、それから新たに行おうとしております中高年齢者の失業なき労働移動を助成するための中高年齢労働移動支援特別助成金というのを今度の補正予算でお願いをいたしておりますが、この二つを合わせて雇用の維持安定が二十九・四万人であります。

就職支援対策で三十四・二万人、雇用の維持安定対策で二十九・四万人、それから先ほど申し上げた三十七万人で百万人規模というふうな計算に

なっております。

○前川忠夫君 計算上では確かにそういう計算が出てくるんですが、私がいろいろな産業のそれぞれの実態をいろいろお聞きしてみますと、いわゆる非自発的な失業者というのが非常に多くなっている。要するに、これは解雇であつたりあるいは希望退職であつたり、いわゆるリストラと言われる人たちが。こういうリストラに遭った人たちのうちの結果的には例えば先ほど最初に申し上げたような大企業から中小企業あるいは零細企業という形で流れていくわけですが、先ほども申し上げましたように、もうそろそろ中小企業も限界じゃないかという感じがするんです。

一つ、これは労働省の見解をお聞きしておきたいと思うんですが、私がかかわっている業界の中に大変深刻な業界がございます。名前を申し上げてもいいんですが、アルミの業界です。これは建設、特に住宅着工戸数が減少したこともありまして大変深刻になっている。アルミの場合も大手から中小零細までさまざまです。アルミの建材に関しては、雇用調整助成金を受けようという場合には業界としての申請が必要なんです。これは事業所が全国に散らばっていますから、地域指定も受けられない。中小のある企業がもうどうにもならなくなつて申請をしたけれども、業界の中ではまとまらなかったと、こういうことなんです。どうも、これはあくまでうわさでありますけれども、大手のメーカーにしてみれば、この際中小を整理していくにはいいチャンスだというふうなうわささえ流れるほどなんです。

これはアルミじゃありませんが、ほかのところでは大手の何千、何万という企業が業種指定を受けて雇用調整助成金を受けている。本当に欲しい中小の零細企業が受けられないという仕組みを改善するお考えはございませんか。

○説明員(戸利和君) 雇用調整助成金は、先生御存じのように、景気の変動ですとか産業構造の変化ですとか、そういったことで一定の特定の業種につきましてそこに属する相当数の事業場が事

業活動の縮小を余儀なくされる、その場合に、自宅待機でありますとかあるいは教育訓練ですとか出向ですとか、そういった格好でとにかく失業させずに雇用の維持を図っていただくということとで設けておる制度であります。この経済上の理由によってそういった事業活動の縮小を余儀なくされているかどうかというこの判断のよりどころとして業種の指定を行っているというふうなことにしております。

業種の指定に当たりましては、今お話ししましたが、業界団体ですとかあるいは当該事業の所管官庁ですとか、そういったところのお話も十分お聞きし、指定基準に基づいて客観的に今指定を行っているということでもあります。

ただ、正直申し上げて、今、前川委員お話しのように、業界によってはどうも不況業種の烙印を押されるのが不本意であるとか、いろいろな理由で指定基準に合致しているにもかかわらず指定を忌避するとか、そういった動きが全くないわけではないかと思ひます。ただ、最近やはり雇用調整助成金に対する理解というものが非常に広がってきているのではないかとこのように私も思ひておりまして、このところ雇用調整助成金については適用対象業務が大幅に増大をしております。もしそういったことで、本当は雇用調整助成金を必要とする事業場が多数あつて指定基準に合致しているということであれば、指定に当たつて業界の方々とよく話し合い、あるいは事業所官庁とも相談して対応するということが一つあるのではないかとこのように思ひております。

それから、非常に厳しい雇用情勢なものですから、やはり中小企業にも雇用調整助成金を使おうという動きが非常に強くなつておりまして、ことしに入つてから中小企業の利用率というのは非常に高まつてきておるわけでもあります。そういったことに対応して、実情に合いました指定の方式がないかということで、今回の雇用活性化総合プランの中におきまして、例えば中小企業が集積しているような産地とか、そういうふうなことに着目

しまして、地域を限った業種指定、そういったものも考えてみようということをやつておるわけがあります。とにかく実情に合った指定ができるように機動的、あるいは業界ともよく話し合った指定ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○前川忠夫君 苦しんでいるところにもう少し温かい目に向けてもらいたいと思ひます。

例えば、業界というのはどの業界でもそうです。私もいろいろな業界を知っていますけれども、大体大手が会長を引き受けた役員はみんな抱えているわけです。そこへ小さい企業が持ち込んでいったって、そう簡単に業界の中でうんと言ってくれないんですよ。例えば私が労働省へ飛び込んでいったところで多分だめだと思ひます。ある意味ではルール違反ですね、今の仕組みの上では。どうしたらいいんですか。先ほどのお話のように、例えば地域でまとまっていればそれは救われますよ。そうでない限りはだめですね。

ですから、一番最初に僕は通産大臣にお伺いをしたように、苦勞している割には中小企業に対していろいろな部分でまだ冷たいところがあるんですよ。そういうきめの細かさをやっぱりしていただかないと、幾らさまざまな法律で中小企業のことを考えていると言われても、現実に企業を経営している皆さん方やあるいはそこで働いている皆さん方からはなかなか評価をされないんです。この問題は具体的な問題ですから、いざ改めて労働省の方とお話し合いの機会を持たせていただきたいと思ひます。

これ以外にも二、三の業界から実は話を聞いているんです。もちろん、さまざまな業界でこういう制度があるというのを、さすがに皆さん苦しくなっているんことを調べたんですよ、こうすればあるんことをいろいろと調べておられるんですよ。ところが、だめだというケースが幾つか実は私のところにも届いておりますので、改めてひとつ労働省にも御協力をいただきたいと思ひます。こういう席でいきなり踏み込んだ話は

そこで、通産省にお伺いをしたいと思うんですが、私は、今度の新規事業の創出に係るこの法律というのは、今緊急的にやらなければならない部分と、それから中長期的にやらなければならない部分がちゃんと混在をしているんじゃないかというふうに思っています。

つまり、緊急的にというふうに申し上げたのは、とりあえず起業数をふやす、業を起こすことを奨励するというような仕組みを何とか拡充したいという思いですね。と同時に、そのことによつて将来的に新しい産業やあるいは技術やさまざまな部分の芽を育てたいという、これが本当に両方うまくマッチをするものなのかどうか、一つの法律の中でですよ。

これまでの通産省のお考えからいきますと、よくこれだけいろいろ考えるというぐらいいままでにたくさん法律をつくりますね。ところが、今度の法律に関して言えば、性格の違うものが混在しているような気がしてならないんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(江崎格君) この新しい事業の創出促進策でございしますけれども、現下の厳しい雇用情勢を考えますと極力短い期間のうちに雇用の機会をふやさなきゃいけないという要請があると思ひますし、一方、開業率が低下しているという構造的な問題にも対応しなきゃいけないということで、両方とも非常に重要な課題だと思つておりますが、今御提案しておりますこの新事業創出促進法案、これは委員まさに御指摘のように実は二つのことを視野に置きまして、両方の政策的な意義を有するものというふうに私ども認識しております。

問題は、二つの政策的な意義のために必要な施策が相矛盾する場合には、二つのことが混在するというのは非常に問題だと思いますが、私どもが御提案しておりますこの新しい事業起こしという手法によります雇用の創出とか、あるいは開業率

の向上というような目的のためのこの具体的な事業起こしという施策は、かなりの部分両方の目的に共通していることが多いというふうに思っております。つまり両方のための施策がトレッドオフの関係にはない部分が多いというふうに思っておりますので、そういう点で御懸念の点は余り心配ないんではないかというふうに思っております。現に、この御提案しております対策でございますけれども、短期的な対応としましては、今回十兆円を超える規模の緊急経済対策を決定しまして、その予算案を受けまして、その予算を執行するというこのための法案でもございます。

一方、中長期的な対応を図るということのため

にまたこうした事業起こしというものをお願いしているわけでございますけれども、ただ、この中長期の対策というのは今回の法案に盛り込まれたことだけではなくて、ほかにも私ども、例えば連結納税制度ですとか、あるいは株式交換制度の問題ですとか、あるいは民間の研究開発を促すような試験研究の税制ですとか、こういったいろいろな制度とあわせてもちろん実行したいというふう

に思っております。

それからさらに、「経済構造の変革と創造のための行動計画」という閣議決定をした行動計画がございますけれども、これに盛りれた規制緩和といったような施策もあわせて講じていきたいというふうに思っております。

意義を持つ具体的な手段というものが相矛盾しない関係にあるというふうに私どもは思っておりますので、御懸念の点はないんじゃないかと、このように思っております。

○前川忠夫君 全く相反するというふうには考
えているわけではないんで、緊急にやらなければ
ならない課題と、中長期にわたって国として考え
ていかなければならないものが混在をしていると
ころにこの法律のあいまいさがあるんじゃないで
すかということを指摘しているわけです。

つまり、雇用の問題というのは景気の問題に連

動するわけです。ところが、新規産業とか新しいものをこれから生み出していこうというのは、そんな急に言ったら生まれるものじゃないんですよ。そういうところのあいまいさがこの法律の中にはあるんじゃないですかということを聞きしているわけです。決して相矛盾をしないとおっしゃるけれども、私たちはそう受け取るんですが、いかがですかというふうにお聞きしているわけです。

○国務大臣(与謝野馨君) 御指摘のとおり、新規産業を創出するというのはそう容易なことでは実はないわけでございまして、やはり日本の経済をマクロでよくするということが日本全体の雇用という問題を解決するための最も不可欠な条件だろうと私は思っております、その点は先生のおっしゃるとおりだと思います。

一方では、中長期的には現在の産業だけでは吸収できない雇用というものもあるわけでございまして、そういうものに対してどういう物の考え方をするのかといえ、それは新規の分野をつくり出していくということを考えざるを得ないと私は思っております。

これは、新規と申しまでも、全く新しい技術によって新しい分野が生まれるというもの、あるいは幾つかのアイデアを組み合わせて消費者のニーズに合ったような新しい事業を起こすということもあるでしょうし、また場合によっては地域の特性を生かした新しい事業というものもあるだろうと思います。

そういうことをすべて考えましても、新しい業を起こすというのは、まず一番大きなネックになりますのは、そういう業を起こそうとしたときの資金の問題だろうと私は思っております。日本人も新しい業を起こそうと思っている方々がいっぱいおられると思いますが、まず直面するのは、自分はやりたいんだけれどもなかなか開業資金とかそういうものが手に入らない。まずお金の面。それから、自分は技術は持っているんだけれども経営のノウハウがないとか、そういう人材を確保す

る、経営のノウハウの問題もございます。これらに対して今回の法律は対応しようという精いっぱい努力をした法律でございまして、その点をぜひ先生には御理解をさせていただきたいと、そのように思っております。

○前川忠夫君　実は私は前から、通産省のさまざまな法律で共通する部分があるものについてはできるだけまとめたらいかがですかということを再三申し上げてきたんです。

ですから、今度の法律の中に、例えばテクノポリス法とかあるいは頭脳立地法とかかというものを廃止してこの中に吸収をしていくという、こういうことは私自身は基本的には賛成なんです。賛成なんでしょう、私の言い方が悪かったら訂正をさせていただきますが、今の緊急経済対策、つまり厳しい経済情勢あるいは雇用問題があるということで、何か無理やりこの法律を関連づけて、この際だからというようなものと、それからこれまで通産省がいろいろやってこられたものをドッキングさせたためにおかしくなってしまうのではないかという印象を依然としてぬぐえない。

これは、この議論をやつていても水かけ論になりますからこれ以上申し上げませんけれども、少なくとも私は、行政が新しい業を起そうとしてゐる人たちにどういうことができるんだらうかと。今、大臣の方からは、例えば開業資金であったりあるいは保証であったりさまざまな部分で、いわゆる立ち上げりの段階、支援をしていただきたいという思いは確かにあると思います。

と同時に、もう一つ、これは非常に大事なことなんです。大企業との関係です。つまり、大手の企業というのは、あるもうかる仕事があるとなると一斉に参入してくるんです。もちろん大企業だけではありません。タイミシングが非常に大事なんです。同時に、新しく物をつくった、すばらしいものだとしても、売らなければいけないわけなんです。いわゆる販路です。ところが、そういう部分については大手がしっかり押さえてい

るといふケースの場合には、どこかにそれを乗せなければならぬ。その場合の競争条件についてしっかりと行政というものはチェックをしてほしい、不公正な競争やあるいは不公正な取引が行われないようにしてもらわなければいけないということだろうと思うんです。このことが担保をされていまして、私は、新しく業を起して、技術を持っていて、あるいは新しい製品のアイデアを持っても、よしやってみようということにはなかなかならないんじゃないか。つくることができても、それは売らなければ何にもならぬわけですから。そういう部分についてはこれからさまざまな法律の部分でカバーをする努力をぜひこれはお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、先ほど申し上げました、今度の法律の中に吸収をされると言う表現がいろいろあるかわかりませんが、法律の評価について幾つかお聞きをしておきたいと思ひます。

通産省の新しい法律をつくるという場合に、次々とつづいていくことを先ほど申し上げましたが、ある意味では法律であつてもやっぱりスクラップ・アンド・ビルドが必要なんじゃないか。そういう意味で、この中に吸収をされるテクノポリス法ですとかあるいは頭脳立地法、いろいろな批判はもちろんないわけではありませんが、それなりの成果を上げてきたんじゃないかというふうには私は見ているんですけれども、通産省としての見方、それから新しい法律の中にまとめ上げることによってどんな問題が起きるとお考えなのか、その点についてお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、あわせてもう一つ、ついでですがお伺ひしますが、中小企業庁から出していただいている施策総覧、毎年来るたびに私も見るんですけども、よくまあこれだけいろいろのさまざまな施策が考えられるなというくらいにあるんです。これ目を通すだけでも大変ですし、とても覚えようという気はしません。必要となさばと開いて見るだけなんです、この中にいろんな手続が

書いてあるんです。正直申し上げると、手続大変です。専門の方がおられる中小企業はいいんですけれども、なかなかそういう企業ばかりじゃありません。

それから時間です。これは通産省の所管ではありまじいのであつて申し上げておきますが、建設省の所管で、ある業者が新しいパイプといふか、下水関係の新しいパイプの処理施設のあれを考案したんだそうです。公共事業にそれを活用してほしいということで申請を出した。これは審査があるわけなんです。ところが、書類を出して審査をやっているうちに、ある大手の企業が全く、ほとんど同じ、図面を見せていただきました、全く同じものをつくって早々と認可を受けてしまつて、最初に申請したところはだめになつたということがある。

ですから、手続の問題というのは、ただ煩雑だといふだけではなくて、スピードの問題を含めてこういう法律をつくる際にはぜひこれはお考えをいただきたい。このことについてもし感じることがございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(太田信一郎君) 前川先生の御質問のうち、前半のテクノポリス法と頭脳立地法を今何という経緯で吸収して、新しい法律の中でどういうふうになさしていかうかということにお答えしたいと思ひます。

御案内のように、テクノポリス法は昭和五十八年に制定させていただきました。頭脳立地法はその五年後の昭和六十二年に制定しております。いずれの法律も、地方自治体が主体的に企業誘致あるいは地域産業の技術の高度化を通じてまさに自律的な発展を遂げるための集積をつくっていく、そのための法律でございます。おかげさまで、うか、十年、十五年たちまして、先ほど前川先生言われましたように、それぞれの地域の特色を生かしながら非常に研究集積、産業集積が形成されてきたと思つております。

数字を一つ引かせていただきますと、テクノ地

域というのは二十六地域でございますが、全体の工業出荷額の伸び率が全国平均値五九%に比べて八四%、これは昭和五十五年から平成七年の数字でございます。それから、頭脳地域についても二十六地域でございますが、これは頭脳といふのは産業の高度化に役立つ十六の特定事業の集積を図るわけですが、例えば研究所といふのがございまして、その研究所のシェアが平成元年では大体一〇%だったのが平成七年には二〇%になつております。

ということ、申し上げたいのは、そういう数字でも伸びていますし、特に非常に多彩な、多様な発展をそれぞれ地域の資源を生かしながらやっている。もちろんその企業誘致で招いた企業によつて支えられているところもあるということも確かでございます。

いづれにしても、現下の経済情勢は非常に厳しいわけでございます。雇用機会をできる限り生み出していくことが必要である。すぐにどんな企業がでてくるというわけではございませんが、やはり企業が生まれる、新しい事業が生まれるといふのは、人材なり技術なり情報が集まつて集積から出てくることが多いわけでございます。そして、そういう意味では、せっかくこういう形で育ててきているテクノ集積、頭脳集積を産業の生まれる苗床としてぜひとも生かしていきたいということ、まさにその意味においては今回御提案させていただきます新しい法案の趣旨に沿うものと考えているところでございます。

その場合に、集積を位置づけるとともに、私ども支援体制において、先ほどもお話がありましたように、研究開発から販路開拓といふ事業化に至るまできめ細かい支援体制をとることが必要である。プラットフォームという言葉で呼んでおりますが、そういう体制を各都道府県あるいは政令指定都市ごとにつくっていただければというふうな考えているところでございます。

○政府委員(鶴田勝彦君) 先ほど先生の方から、中小企業対策の手続面での迅速化とか、あるいは

簡易化の御指摘がございました。

我々も、現在、去る七月から中小企業政策全般について見直しの作業を来春にかけてやっております。その中の一番大きなテーマの一つが、できるだけこの施策を、施策総覧を全部読まないでもわかるような、大くくり化をしてわかりやすくしよう、条件がわずかに違うものについてはなるべく統一しまして、中小企業者の方が施策総覧を見てもすぐわかるような、そういった体系にしようと思ひます。

同時にまた、貸付手続とかいろいろ申請手続についても簡易化しようということで、今作業を進めております。まさにいろいろ財政当局から予算をとつてどんな施策をつくりましても活用されない、あるいは敷居が高いということになりますと意味がありませんので、この点については引き続き作業を続けさせていただきたいと思ひます。

○前川忠夫君 さまざまな地域の皆さんとの懇談会で必ず出るのはそういうことなんです。ぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

そこで、中小企業が業を起す場合に、先ほどのお話のように資金の問題や何かがあります。もちろん国や何かで支援をいただくといふのは、これは一つの手法で、頭から私も否定をするわけではございませんが、これとてやっぱり限界が私はあるような気がするんです。

先ほど予算委員会の質疑を私もテレビで見えておりまして、林方正議員と宮澤大蔵大臣とのやりとりを見ておりまして、私の感じはこういうことなんです。今、日本はなぜこんなにおかしななつちやつたんだらう。つまり、日本といふのはさまざまな優秀な技術、技能があります。勤勉な国民性という点もほかには引けをとらない。お金もあるわけなんです。個人性の資産といふのが千二百兆円と言われている、けたが大きい過ぎてちよつと私どもにはびんとこないんです。しかも、この千二百兆円というそのお金は、もちろん全部が銀行じゃありませんけれども、ほとんど利息がつかないで寝ているんです。これを活用しない手はないん

じゃないかという思いがあるわけです。

その場合に、先ほどの予算委員会の議論ではありませんが、確かに堅実に堅実にというその意識というのはいくらも働いてくれています。つい十二月の初めからでしたか、銀行が投資信託の業務を始めるといふことで、銀行の方もいろいろ対応しておられるようですが、銀行だからかたいんだらう、いわゆる元本保証だ。こういうことの質問や、あるいはそれに対してどうかたえるかというふうなことの議論をやっている場面がテレビで映っております。

私は国民の皆さんに、アメリカ並みには申し上げませんけれども、新しい業を起す方々にもう少し支援をするような、そういう環境づくり、例えば、今度の中にも例のストックオプション制度の拡充ですか、あるいはこれまでもエンジェル税制ですか、さまざまな手だては講じておられますけれども、長い目で見た場合に、皆さん方の持っているさまざまな資産というものがどういう形で生かされるのが皆さん自身の、つまり国民のためにもなるんだというふうな、意識改革といたらちよっとオーバーになりますし、国としてやっていたいのかどうかはわかりませんけれども、そういう問題について何か大臣御感想ございましたらお聞かせをいただければというふうに思っています。

○国務大臣(与謝野馨君) 先ほどの予算委員会での林議員と宮澤大蔵大臣の質疑は大変興味深いものがございました。あの中で一つございましたのは、先生今言われたように、国民性と申しますか国民の性格と申しますか、大変堅実な部分が日本人にはあって、なかなか際どいところには投資をしないというふうな国民性があるんじゃないかと。私もそうではないかなと思っております。アメリカのように一攫千金というふうな感じはなかなか日本の社会の土壌の中にはないんだらうと思います。

あの中で宮澤大蔵大臣がもう一つ指摘をされておられましたのは、保証協会の保証、特別枠の設

計をデフォルト率五%というところで設計をしたのならば、ベンチャーキャピタルも何らかの形で五%ぐらいのデフォルト率で設計はできないのか、そういうこともそろそろ国として考えた方がいいよということをおっしゃっていたんだらうと思えます。

ちょうどお昼休みに入りましてから同じことを立ち話で宮澤大蔵大臣が言われておりました、国民がなかなか率先してそういう方面に出ていかないうことであれば、国といいますが、国というのは国民の総体のことでございますから、国としてそういう方面に若干の冒險心を持って出ていくというの私は一つの方法あるいは方向ではないか、そのように感じたわけでございます。

○前川忠夫君 今、例の年末ジャンボ宝くじを売っております。あれは夢を買っているんだと思うんです。賞金額が大きくなったから入ってくるといふことをもちろん期待している人はいるかもしれないけれども、それから、もちろんこの宝くじだけじゃなくて、パチンコ産業というのは、日本独特の産業があれだけの巨大な産業になっているわけなんです。だから、あれもある意味では夢ですね。ざっとナンバールがそろったらじゃらじゃらと出てくるんじゃないかという夢ですね。私は国民性というふうなあれしましたけれども、例えば中小企業に投資をするということは夢を買うことだというふうな意識になっていただくということが必要だと。それで最初に戻るわけですよ。その割には中小企業に対するさまざまな仕組みが少し冷た過ぎやしませんかと。いろいろやっているとどういふふうに言われますけれども、少し冷た過ぎるんじゃないか。よし、おれもやってみようという気になかなか切れない。また、やろうという人に、おまえやめとけと言ふ人は、恐らく十人に相談したら十人やめとけと言ふかもしれませんが、百人聞いて一人ぐらいはまあやれよと冷やかして言う人がいるかもしれせん。今はそういう状態だと思ふんです。

ですから、新しく業を起す人たちに夢をかけるようなそういう環境づくりにやっぱり国というのは私はなるべきだと。そのことが次の、例えばアメリカで今新しい時代が始まったというふうな言われていきますけれども、恐らくあれまでの間にはさまざまな苦悩が、もちろん政府もあつたでしょうし、あるいはさまざまな業界の人もあつたでしょうし、あるいは業を起した人にもあつたでしょうし、あるいは業を起した人にもあつたでしょう。結果的には今花開いているわけなんです。そういう条件をやはり日本の中でもつくり上げていくべきなのではないかというふうに私は思っています。

最後に、中小企業共済制度の意義とそれから中小企業事業団の問題を質問しようと思いましたが、ちよっと時間がありませんので、一言要望だけ申し上げておきます。

私は、この種の共済制度というのは、例えばお預かりをした資産を運用するわけですから、そのときの金融市場によってさまざまな見直しをしなければならぬという事情、それからこういう制度を利用したいという方々もそういういろいろさまざまな仕組みがあるのはわかります。ただ、余りいろんな、例えば通産省の所管だけでもまだほかにもあるわけです。こういう共通する制度についてはできるだけまとめる努力というのを私はやっていただきたい。

と同時に、例えば貸出金利を差えるあるいは運用のための利率を差えるという場合でも、ほかの制度との連動性というものは当然あるわけなんです。あれこそもおかしくなるはずだと言っているし、ばらばらと出ているというのではやっぱり困るで、私は、この種の制度というのはある意味では信頼性に基づく、共済というのには特にそうですから、ぜひその点を踏まえてこれからの運用をお願いしたい。これは要望として申し上げておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○海野孝幸君 公明党の海野でございます。

今、前川委員の方から大分突っ込んだ話が進んでおりますので、私の方からは新事業創出促進法、それからもう一つの小規模企業共済法等の一部改正の二法案について少し御質問申し上げたいと思ひます。

今もお話がありましたとおりで、大変環境は厳しいわけでございます。そういった中で、今回の法案の目的、新しい事業に挑戦する人を支援して、あるいは深刻化する雇用問題に対応しよう、あるいは市場経済の主体をふやしていこう、こういうふうなことで雇用問題と、今後の創業者、そういった方たちをふやしていこう、両面を求めた法案であるというふうな感じがするわけなんです。

大変ここ長期にわたって不況であるということ、こういった中で、先ほどのお話にもありましたけれども、なかなか国民がリスクテイクをしないう、こういうような環境下にあるかと思ふんです。そういった中でやはり問題は、我が国の開業・廃業状況、こういったものとアメリカの状況と比べますと彼我の差というのが大変極端である。特に近年、我が国におきましては開業率と廃業率を比較しますと廃業の方が上回る。こういう状況でございます。言えは企業数が先行きどんどん小さくなっていくということでありまして、かつての我が国の戦後の経済拡大等を見ますと大変対照的な状況になってきておるといふことでございます。

いろいろその背景はあろうかと思ふんですけれども、直接お聞きしたいのは、我が国でいろいろと試みますけれども新しい創業というのがなかなか活性化しない。その原因を挙げていただき、そして今回の法案でこれに対しての具体的な対策についてどういふことであるかというのを簡略御説明いただきたいと思います。

○政府委員(江崎格君) 日本でなかなか新規創業が活発に行われないというこの原因でございますけれども、この春に発表されました中小企業白

書にも指摘されておりますけれども、四つほどのことが言われておりまして、一つが資金調達面で、新しく創業しようとなかなかその調達に困難を来すということ。それから人材の問題でございまして、これも人材の発掘あるいはその育成が難しいということも言われております。それから技術開発面におきましても、新しく事業を起こしていくという場合に、その技術開発の面で非常に困難に遭うということが言われております。それから四点目として、経営とか販売についてのノウハウが不足しているというようにことが指摘されております。

今回御提案しております法案におきましては、私もこれらのことへの対応ということを念頭に置きまして、一つは、創業者などが行います試作品の開発などに対しまして中小企業事業団による助成制度を創設するということを考えております。それから、同じく資金の面でございまして、新しく事業を始める創業者を対象にしまして、新しく債務保証制度を創設するということを念頭に置いております。それから、人材の問題でございまして、これは開業間もない中小企業の人材確保を少しでも円滑にするということで、ストックオプション制度の特例を創設するということを盛り込んでおります。それから、中小企業に對しまして特に重点的に研究開発予算を投入するということも盛り込んでおりまして、これは研究開発、技術面の支援をしようということでございます。それから、全般的な情報、経営、販売等のノウハウの不足に対する対応といたしまして、地域におきましてインキュベーター施設がございまして、この整備を図るとか、あるいはテクノポリス財団などによりまして新事業支援機関の統合・ネットワーク化を図るということを考えました。

これらによりまして研究開発から事業化までの一貫した支援策を提供するというようなことで、今五つほど申し上げましたけれども、こうした国の施策によりまして創業時における制約要因を克服

服したいということを考えた法案でございます。

○海野義孝君 簡潔に一応御説明いただきましたけれども、私も何回もこの法案をいろいろ読んでみましたけれども、なかなかわかりにくい面があります。今回のこの法案に關係して、今回の補正予算の中では具体的にどういった項目についてどのぐらいの予算措置を考えておられるか、その点おわかりでしたらちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府委員(岡本慶君) お答え申し上げます。今度の補正予算において、この法案に直接関係するものとして百二十四億、密接に連関するものとして八十三億、計二百億余の補正予算をお願い申し上げておるところでございます。

主要なものとして、中小企業事業団によるベンチャー準備軍発掘・支援のための事業でありますとか、あるいは新規開業に対する債務保証を行う産業基盤整備基金への出資、それから地方におけるインキュベーター整備のための地域振興整備公団に対する出資の追加等でございます。

○海野義孝君 今の中では一番大きなものは何でございますか。

○政府委員(岡本慶君) 金額的には産業基盤整備基金による債務保証、それから一部同基金で新しい事業を起こす会社に対して呼び水の出資を行うという、その両方の目的のための出資の追加百億というのが一番大きい項目でございます。

○海野義孝君 来年度の予算の中で景気対策の臨時緊急特別枠というのが設けられていると思うんですが、その産業再生計画の具体化に向けての施策を中心今回の法案は立案されているのではないかと、このように思うわけですが、産業再生計画の中での具体的なものとしてはこの法案の中でのどの関係になるんでしょうか。雇用問題でしようか、ちょっと教えてください。

を国の予算においても民間の研究開発投資においてもふやしていく、そのための税制のようなものも視野に入れておられますし、それから新しい事業を起こしていくための一連の規制緩和のようなもの、それから日本の産業の競争力を強化する、あるいは事業の効率化をさらに進めるための基盤としての物流の合理化をさらに進めるための情報化をさらに大きく進めるための投資を拡大していくとか、そういった広範な内容を含んでおるわけでございます。

その産業再生計画の中の重要な一つとして、私も新規の開業支援というものを位置づけておりました。この法律はその新規開業支援ということに向けて、個人による事業の新しい創業、それから既存の企業の経営資源を活用しながら行う分社化という対応における新規事業というものを支援する、そういうことを中心にして御提案申し上げます。

○海野義孝君 先ほど補正予算の中で今回の法案に關係します予算としましては百二十四億円と、そのようにお聞きしました。これは補正予算の中というところでありますが、今おっしゃられたことからいいますと、これから予算編成をしていくわけですから、平成十一年度の中では今おっしゃったような問題についての、やや長期的な視点に立つて相当大きな規模での予算を今お考えになつておられるかどうか、その辺はどんな感じでしょうか。

○政府委員(岡本慶君) まさに先生御指摘のとおり、私も、一連の今申しましたような技術開発のための国の研究開発予算の拡大でありますとか、情報化のための新しいインフラ整備のための予算とか、そういったことではより大きな金額の予算要求もいたしております。

他方で、今回補正予算の中でお願いをし、それを実施するためにということもあって本法案を御提案申し上げておるものでございますが、直接及び密接関連で二百億強でございますが、少しでも急いでそれを実施に移して、新しい雇用機会の創

出ということに向けての政府の支援策をできるだけ早く実施に移すという、そういうねらいのもとに本法律を御提案申し上げておる次第でございます。

○海野義孝君 ちょっと次のことを、これいろいろ調べてみたんですが、アメリカではいわゆるSBIR制度、小規模企業のイノベーション関係の研究調査という制度で、連邦政府で十一の省庁及び関連機関、こういったところの研究開発の予算というのが九六年の十二月に二%から二・五%に増枠になったということで、この分を中小企業向けに支出することを義務づけておられる。この点が事実かどうかという点。

それから、この制度によりまして中小企業の効率的な技術開発の促進に役立っている、いわゆる研究開発型のベンチャー企業の育成に寄与しているということが言われているようでもあります。何か我が国におきましてもこういった制度の日本版の導入、さつきもちょっとその辺のお話が出ていたようにありますが、検討された。しかしながら、今回の法案におきましては、特定補助金等の中小企業等への支出機会の増大のための努力ということを盛り込むにとどまっているというように、ことだと思っております。アメリカではかなり思い切ったそういう研究開発予算を中小企業に支出するということを義務づけているようにも、こういった方式を我が国に導入するについて、どうもちょっと今回の法案ではやや不足というか、何かいろいろ条件の面でネックというか障害があるのかどうかというようにお聞きしたいと思っております。

それと、通産省としまして、このアメリカのSBIR制度、これをどう評価されているか、その点についてお願いたします。

○政府委員(岡田勝彦君) ただいま御指摘いただきましたSBIR制度、米国で一九八二年に立法化が図られております。それから十数年がたつておるわけですが、我々としては今回、この第三章におきまして「中小企業者の新技術を利用し

た事業活動の支援」という、法案の中に一部用意をさせていたしておりますが、参考になさしていただきましては、まさに委員御指摘のように米国のSBIIR制度でございます。

その後、先に評価の方を申し上げますと、これSBIIRだけが原因なり役割を果たしたということではないかもしれませんが、私どもいろいろ米国のベンチャー輩出のぐあいを調べていただきたまいますと、例えば一九九二年から九六年までの四年間に日米間で中小企業が雇用を新たに創出したという統計を見ますと、米国の場合には九二年から九六年の五年間で千八百八十三万人の雇用増が中小企業において見られておりますが、我が国におきましては二百六万人ということで約六分の一ぐらいのウェイトになっております。

具体的にこのSBIIR制度にのっとりまして、米国におきましては、例えば八三年、法律ができた翌年の中小企業向けの研究開発委託費というものは、当時、邦貨に換算をいたしまして我が国と同じような十億円程度だったわけですが、委員御指摘のように、九七年には二・五％という目標といたしますが義務づけもございまして千四百億円という実績になっております。

私も日本におきましては、過去八三年には十億で同じだったんですが、九七年の実績で申し上げますと、純粋に中小企業向けの技術開発予算というのは六十二億円程度でございますから、これは二十五分の一ぐらいの格差がこの十数年の間に生じてしまったということでございます。

ということで、本法案にいわゆる日本版SBIIR制度を提案させていただいておるわけでございますが、このSBIIR制度の構築につきましては日米間でいろいろ制度の違いがございます。

例えば、米国の予算制度におきましては、我が国の単年度予算主義に對しまして、プロジェクトごとに多年度にわたって予算が設けられる、計上されるというような点も一つございます。それからもう一点は、先ほど申し上げたように、ベンチャーキャピタルの中小企業の研究開発なり起

業家に対するお金の流れというのが大分彼我の差がございまして、これは米国の場合で九六年、ベンチャーキャピタルの投資額百億ドルでございまして約一・二兆円と計算をいたしますと、それに対して我が国では約二千四百億ドルしかございせん。こういった点も我々が制度を構築するに当たって考慮した点でございます。

したがって第一には起業家のための法制度といえますが、この法案の中では中小企業投資育成会社の投資基準の特例を設けてございまして、あるいは信用補完制度についても法的な手当てをして特例を設け、実際に開発が行われた後の企業化、実用化がされやすいようにしたいと考えております。

もう一点、二・五％のターゲットといえますが目標でございますが、米国におきましても制度発足当初は〇・二％ぐらいで始まってきております。私どもも、今回の法案の中で、通産省及び研究開発予算を持つておられる省庁との間でいろいろ話し合いをしまして、法律上、申し上げますと特定補助金等という、中小企業向けに活用されるべきそういった補助金とか委託費を指定いたしまして、これは政令で指定をいたしますが、それに基づきましてその当該年度における支出の目標額というのを各省連携の上で協議決定をして目標値を設定いたします。こういった手法によりまして、具体的に目標値及び結果の実績値について法律上公表させていただきます。目標実施には、先ほど申し上げたように協議決定ということと各省大臣連携の上で、合意の上で決めていただくというところでございまして、米国の制度と全く同じ形にはなっておりませんが、我が国の制度、土壌に合ったような形でこういった制度をつくらせていただきたいと思います。

○海野義孝君 大分詳しくいろいろ御説明いただきましたが、ありがとうございます。問題は、先般この委員会でもやりました中心城市街地活性化等の問題につきましても、たしかあれも十一省庁ぐらいが関係してきているということ

でその辺の縦割り行政の問題と、横断的な予算のそういった配分等についての問題点があるんです。何かアメリカの場合は、十一の省庁あるいは関係機関等それぞれ比較で、そういった点では横断的に、二・五％という中小企業向けの研究開発の助成といえますか、そういったものが行われているように思いますので、我が国でもそういった点がやっぱり問題ではなかるうかと思ひます。これは御答弁いただかなくても、そういった点を今後はひとつ前向きに改善していただきたいと思います。

次に、これもさっき前川委員の方からもお触れになっておりましたけれども、産業立地に関連したいろいろな法案がこれまでも次から次へと出ては消え出は消えというようなことであるんですけれども、今回もまたテクノポリス法それから頭脳立地関係、これが廃案になって新しい法案に一本化されていく、こういうことであります。そういったことは、それはそれで思ひますけれども、その前に、この点については十分な評価といえますか、そういったことをまずずすということがやはり大事ではないかと思ひます。

特に、昭和五十八年に制定されたテクノポリス法、それから六十三年に制定された頭脳立地法、これはいずれも昨年末に修正もされていとうふうな記憶しているんですけれども、それが今回新しい新事業創出促進法案が成立すれば発展的に解消する、こういうことであるんです。確かに、たまたま両法ともに二十六地域においてそれなりに地域の核となって技術とか産業が育ちつつあるという点は評価できるし、割合効果も高いという点も先ほどのお話の中にもありましたけれども、具体的な予算を投じられてその効果という面で法律を廃止されるに際して評価を総括すべきじゃないか、こう思ひますけれども、どのよう

にこれ具体的に対処されているか。それから、法律を廃止するについての経過措置という点で、これは一体的にいつまでにどのようにされるかという点、お願いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) テクノポリス法及び頭脳立地法に基づいて地方自治体が地域の特性に応じて創意工夫を生かした取り組みを行った結果、各地域に特色ある産業集積や研究集積が形成されつつあります。これらの地域においては、パブル経済の崩壊や産業の空洞化の進展等我が国経済環境の変化にもかかわらず、例えばテクノ二十六地域全体の年間の工業出荷額が昭和五十五年から平成七年の約十五年の間に約二十兆円から約三十七兆円へと約十七兆円増加をしております。これは八四％の伸びでございます。

これに對しまして、投入されました支援策の方は、地方自治体による団地造成、テクノポリス財団等の産業支援機関による進出企業や地元企業に対する支援といいました企業誘致や内発的発展に向けた自主的、主体的な取り組み、あるいは国による税・財政上の支援策等、さまざまな支援策が講じられてきたわけでございます。

新法は、テクノポリス法、頭脳立地法の成果でございます。産業集積また研究集積を新たな事業を創出する苗床として最大限活用するとともに、起業家が求める支援施策を適時適切に提供するための総合的な支援体制の整備を既存の地域の産業資源の活用を図りながらあわせて行うものでございまして、二つの法律の成果を踏まえた上で施策の充実を図るものでございまして、廃止はされましても、新法制定に伴いまして地域における新事業創出の動きが加速されるということを期待して法案をお願いしているわけでございます。

○政府委員(太田信一郎君) 海野先生が御質問になられた経過措置の点については、当然のことながら、私どもとしては、新しい法律を制定された際には、それぞれの都道府県がテクノ地域、頭脳地域を新しい集積地域として設定されることを期待いたしますが、仮にそうでない場合には、当然経過措置が設けられておりまして、原則平成十六年度末まで、いろんな形で支援させていただきます。いろいろ措置は有効となります。

○海野義孝君 大臣から御丁寧に御説明いただき
ましたけれども、これまで両法による計画地域と
いうのは、同一地域を対象に実施されているとい
う事例が見えますと確かに多いわけなんです。
または、地域産業を含めて、新たな事業の創出
に関する法律への統合と施策の一体的推進のため
にということでもあります。産業立地政策と地域振
興施策との総合的というか、あるいは有機的連携
をこれによって推進するということはわかります
けれども、これまで、両法によりまして企業誘致
とかあるいは公共投資、租税特別措置法等による
いろいろな手だてを講じられてきたわけですが、
でも、そういう両法によって地域経済を支えてき
た時代というのがもう過ぎたというような認識で
いいの。そういうことではなくて、むしろ新法
によってそういう地域における新しい高度技術の
開発を地方自治体においてこれから基本計画に
沿って進めていく、そういう面であるのか。

これまでの法案というものがここで発展的に解
消というけれども、私は、それはそれとして、さ
らに基本的な産業政策というか、そういうものに
ついてもっと議論する方がより重要ではないかと
いうふうに思ふんですけれども、大臣その辺どう
ですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 確かにこの二十年間、
我々が余り予想しないことが起きたと私は思っ
ております。

それは、何といつてもアジアの国々がある一定
水準の技術を取得して、そして大変な勢いで伸び
てきたわけでございます。アジアの国々が担った
産業分野というのは多くは日本と共通している部
分がありました。また、日本の産業も生産拠点を
これらの国々に移したという事例がたくさんあり
まして、いわば生産拠点が空洞化されるという現
象も一方で起きたわけございまして、これら
は比較的理想しなかった事柄ではないかと私は
思っております。

しかしながら、それでもやはりテクノポリス

法、頭脳立地法は、私は結果的にはよく頑張った
結果を出したと思っておりますし、ただいまの出
荷額のほかに、やはり地域の経済をある意味では
活性化し、雇用を確保し、それなりの私は目的を
達成してきたというふうに積極的に評価いたした
い、そのように思っております。

ただ、先ほど前川先生にも御答弁申し上げたん
ですが、新規新規と言つて新規だけに夢中になっ
ておりますと、実は新規というものは大変時間がか
かります。立ち上がりというものはそう簡単なも
のではありません。一方で、失業率が四・三
%になって雇用不安が起きているということござ
いますから、やはり既存の産業の力も強くす
る、雇用吸収力も強くするという政策も一方で
並行してつとめておられますと、まだ見ぬ新規産業
にすべてをかけて物事をやっていくというのはい
う賢明なやり方ではないというふうに思っており
まして、やはり基礎としては、日本の経済をマク
ロ的によくするというところに腐心しなければな
らないということも一方ではあるのだらうと私は
思っております。

○海野義孝君 この法案につきましては、十年以
内にまた見直しをするというふうなこともたしか
盛られておったと思ひますので、そういう意味で
は、これからの十年というのは、この法案が具体
化したときに効果を発揮するということを期待し
たい、このように思ひます。

時間もあと数分ですので、もう一方の法案の小
規模企業共済法関連について一問だけちょっとお
聞きしたいと思ひます。

近年大変金利が激動しておるといふことであり
まして、今急激に金利は低下している、預貯金な
どはほとんどどうもただ同然みたいな金利になっ
てきているといふことなんです。
そういうことで、実は共済制度における共済
金の運用による予定利率というのも五年ごとに見
直しをされているといふことでありますが、平成
六年に次いで今回見直しをする。これまでの四
%、実質的には運用利回りは三・六ぐらいという

ように資料で拝見しましたけれども、この四%を
二・五%にするという問題であります。中小企
業事業団が運用しているといふことで、要するに
年間六十億ぐらいの補助金をもらっている、こう
いふことなんです。

今回、四%から二・五%にしようということに
つきましては、類似制度の中小企業退職金共済と
いろいろな共済、これはたしか今三%ぐらいだ
と思ふんですけれども、そういう中で、これは
一応四%から二・五%というようにかなり下げら
れるんです。一方で、貸付制度における金利は具
体的にどうされるかという問題と、これを機に、
そういった中小企業事業団の運用について、専門
家あるいは外国のそういった運用業者、いろいろ
なものを含めてより効率的な運用等について十分
にお考えになったかどうか。

それから、思い切つて二・五%に下げられるとい
うことについては、これまでの経営状況からし
て、それからもう一つはそういった類似制度の予
定利率等々から見て、これは私はいささか予定利
率を下げて過ぎるんじゃないかというような感じも
するんですけれども、その辺についてはどんなお
考えでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) ただいま委員から三点
御質問を受けたと思ひます。

第一点は、今回の事業団法の改正をいたしまし
て、契約者に対する還元融資制度につきまして改
善を図ることといたしております。福祉対応貸し
付けというところで、事務所やあるいは住宅のバリ
アフリー化を図るための資金、あるいは介護施設
等々を購入される資金について共済契約者につい
ては特別低利の融資を差し上げようという制度で
ございます。

全体といたしまして運用金利を四・〇から二・
五%に下げます。したがいまして、従来、一般貸付
制度とか、創業転業時貸付制度、それぞれ四・五
%、三・八%でやっておりますが、この運用金
利の引き下げに見合った形でこれらについても引
き下げを行う予定でございますが、新たに設けま

す福祉対応貸し付けにつきましては、現下の財投
金利一・一%、これに毛が生える程度の低金利で
貸し付けを申し上げようという前提にいたしてお
ります。数字については現在財政当局と折衝中で
ございまして、いずれにいたしましても二・五
%をはるかに下回る低金利で新たな貸し付けを開
始したいと思っております。

第二の点でございますが、実際にこの共済制度
を運用しております事業団の管理といひますか、
そういった諸経費の節約あるいはリストラについ
てでございます。

御承知のように、資料もごらんいただいたと思
ひますが、今、共済金の運用資産、掛金の累積で
ありますが、これは二年ごとに一兆円のペースで
ふえてきております。したがいまして、貸付件数
あるいは手続のコストというのは上がってきてお
ります。

また、片や、衆議院の商工委員会でも御指摘を
いただきましたが、運用についてより効率的な資
産運用をすべきであるということ、そういった
運用面での専門家をできれば配備したいというよ
うな人的な面での増要因がございまして、これに
ついてはばば横ばいということを抑えさせていた
だいております。

それから、実際に国からいただきました補助
金、事務コストにつきましても大蔵省の大変厳し
い査定を受けておられます。その中で必要な人数
なりあるいは必要な機能を確保するように従来か
らも努力をいたしております。これからのやりさ
せていただくという考えでございます。

それから第三点目の話は、運用利率四%を二・
五%にいたしますというの、現在いろいろやっ
ております資産運用につきまして、今後五、六年
程度の間の見通しを何種類か立てさせていただき
ました。現行の四%でやりますと、繰越欠損金と
いうのが十年程度でほとんどありませんが、十六年
度には七千六百億ぐらいになってしまふというこ
とで、これはもういじらざるを得ないということ
でございます。御提案をいたしております二・五

%ベースでやりますと、繰越欠損金というのが十三年度から十六年度にかけましてほぼ千数百億、欠損ではあります安定をいたしますので、その限りにおいては小規模企業共済制度の運営基盤に大きな害はないだろうということで、ぎりぎり二・五%という運用金利を設定いたしました。

○海野義孝君 終わります。ありがとうございます。

○山下芳生君 新事業創出促進法案について質問をしたいと思ひます。

まず、大臣の新事業創出についての御認識を伺いたいのですが、私も新事業の創出を促進すること自体は中小企業と地域産業の発展にとって必要なことであると考えております。

そのために、例えばベンチャー企業に対する創業初期、いわゆるアーリーステージからの支援体制を充実させることでありますとか、あるいはアメリカに見られるように、地域の大学や公的な研究機関あるいは金融機関あるいはまた専門家、ボランティアが力を合わせて、資金や物的担保はいけれどもアイデアや意欲は持っている起業家といわば地域ぐるみで育てていく、そして地域に新しい産業を根づかせていく、そういう体制をつくることも大事だということを当委員会でも問題提起させていただいてまいりました。

そこで、新たな事業創出についての必要性や重要性について大臣の認識を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(与謝野馨君) 新たな事業を起すことというのは相当勇気の要る話でございますし、ただ意欲だけあっても事業は起きないわけでございます。やはり、そういう新しい事業に対する意欲といふのは新しい技術によって支えられている場合もありますし、アイデアを組み合わせて消費者のニーズに合わせたような事業を展開するといふ場合もありますし、地域が必要としている、あるいは地域の特性を生かした事業をやるという場合もありましようし、いろいろなものがあるわけでございます。

しかしながら、ただただ意欲だけではだめでございまして、新しい技術に基づいて事業を起さうという場合には新しい技術に対する確固たる確信も必要でございまして、それを支える技術者も必要であるわけでございます。

そういうことに共通してありますことは、今先生おっしゃったように、立ち上がりの時期というのが最も大変なわけでございます。立ち上がって失敗する場合もありますし、立ち上がって成功する場合もあるでしょうが、少なくとも立ち上がるというところまでは、先生言われたような地域で応援するということも一つの方法、あるいは国がいろいろな制度をつくって応援するというのも一つの方法、立ち上がりのところの支援というのは共同でやる必要があると私は思っております。

そういう意味では、どういう応援をするのかといふことは、立ち上がりのときの事業資金とかあるいは技術とか人材の確保とか経営のノウハウとか、いろいろ新しい事業に必要な環境整備、適当な言葉かどうかわかりませんが、必要な環境と申しますか必要な要素といふものを一定限度国や地域社会が用意することだろうと思ひわけでございます。

すべて用意しますとこれはベンチャーにはならないわけでありまして、あるスタートの立ち上がりのところを少しだけ助ける、後は自分で立てて進んでいく、そういう私はイメージを持って今回の新規企業の創出ということイメージしているわけでございます。

○山下芳生君 非常に共通する認識であるなというふうに思ひました。

そこで、本法案について伺ひたいんです。が、本法案はそういう点では個人に対する創業支援など評価できる部分ももちろん入っております。同時に、疑問を抱かざるを得ない問題点も私はあると思ひておられます。

その一つが創業支援の問題で、法案には「創業等」という定義があります。三つの類型が書いてある。一つは、「事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。」二つ目に、「事業を営

んでいない個人が新たに会社を設立し」、「事業を開始すること。」こゝまでは理解できるんです。今大臣がおっしゃったように勇気のある必要なこととでござい、立ち上がりが大事だということ、それに対する支援だと思ひます。問題は、三つ目に、「会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し」、「事業を開始すること。」こゝあるんです。ここには企業が既存の事業部門を子会社化あるいは分社化することも含まれているというふうに聞きました。

そこで伺ひたいんですが、なぜこういう分社化が「創業等」という概念に含まれるんでしょうか。

○政府委員(岡本巖君) 私ども今回御提案申し上げている法律の中で、創業ということ、今先生御指摘のとおり、個人による創業に加えて既存の企業の分社化という形のものも創業と位置づけて法律が予定している支援を適用するということにならしていただいております。

そこにおける基本的な考え方は、既存の企業といふのが、大企業あるいは中堅、中小ともにございしますが、人の面あるいは設備の面、技術の面、これは既存の特許でまだ使われていないようなものも含めまして技術の面あるいは資金の面、いわゆる経営資源という面で既存の会社といふのが新しい事業を起すのに必要なものを備えている。これを新しい事業に向けて戦略的に活用していただいてチャレンジをしてもらおうというのがねらいでございます。

加えまして、それを分社化という形でやることに着目して法律上位置づけて支援を適用するということにいたしているわけですが、その考え方の一つは、経済雑誌とか経済学者の方々いろいろ御指摘なされておられる三つの要素があるうかと思ひております。

一つは経営責任の明確化ということでございします。それから二つ目に、意思決定の迅速化ということで、消費者あるいはマーケットの新しいニーズといふものにこたえて迅速に事業化の意思決定をして取り組んでいくという意思決定の迅速化という面でございます。三番目に、スペシャリティーを有するような人材を適切に処遇するための環境といふものを新しい分社化という会社において用意することができよう、そういう三つの要素がしばしば指摘されているわけでございますが、そういうことに着目して私どもは既存の会社が分社化という形で取り組むものをこの法律の中に位置づけて支援をしていくということにいたしているものでございします。

○山下芳生君 既存の企業が経営資源を生かして新しい事業に活用する、これは創業というふうにも私も理解できるんですが、広辞苑を引きまして「創業」とは「事業を新しく始めること。」と、やっぱり新しい事業がないとどうも創業というイメージが私は理解できにくいんです。もう少し突っ込んで聞きますけれども、いずれにせよ法案では分社化を創業等とみなす、さらに一定の要件を満たせば事業革新法によるさまざまな支援措置を講ずることになる。これは間違いありません。

○政府委員(岡本巖君) 本法及び事業革新法の支援措置の適用があり得るケースでございます。

○山下芳生君 そこで、事業革新法を見ますと、事業革新とは何かということが厳密に定義をされております。

第二条に、「事業革新」とは、「事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるものをいう。」

「一 新商品の開発及び生産」「二 新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上」「三 新たな販売の方式の導入」「四 新たな原材料、部品」の「使用」等々ですけれども、事業の革新といふのはこういう内容を含んでいるんだという定義があるんです。

そこで伺ひますけれども、この定義に基づく事業革新の内容が伴わなければ今度の法案による創業等とみなされる分社化に対して支援措置が受けられないんじゃないでしょうか。

○政府委員(岡本農君) 新法で支援対象として位置づけられておりますのは、目指しておりますのは、法律の二条にありますが、創業といたしましては、法律のあるという態様を既存の会社が分社化という形をとって、先ほど申しましたような意味において三つの意義を有しているというふうに私も認識しておりますが、そういう態様で事業をやっているもの、これを創業と位置づけ支援の対象として考えているものでございます。

○山下芳生君 つまり、現在の事業革新法で言う事業革新を伴わない既存の事業部門の分社化も支援されるということですね。

○政府委員(岡本農君) 既存の事業を分社化という形で引き続きやっていくという場合も、私ども、今度の法律の対象にするというところで考えております。ただ、その点でぜひ申し上げておきたいのは、単なるペーパーカンパニーをつくるのか損切りなり不良債権をそこに寄せるための分社化をやるとかそういうものはだめで、法律上もその特定会社の従業員を活用するあるいは特定会社の技術、設備、その他の資源を活用するものに限るということでの明記をいたしているわけです。そういう内容に伴った創業というものをこの法律で支援の対象にしていると考えています。

○山下芳生君 もちろん、不良債権の処理とか損切りというだけじゃなくて、今やっている事業が分社化される、そこに労働者ももちろん移動されるわけですから事業は営むわけです。しかし、現行の事業革新法で言うそういう内容は伴わなくても分社化そのものが今おっしゃられたそういう意義があるとして支援する。

これは大臣、大臣が冒頭述べられた新しい事業を創造するという含めてしまっているように思います。

○政府委員(岡本農君) 重ねて御答弁させていただきますが、巨額タレントの一部分として事業の経営責任というものを、独立採算でやっているわけではございませんから明確には自覚しない、そういう態様でやっていたものを、真剣に事

業の経営責任を自覚し、それから給与の体系その他においても本当にコアになるような方々は外から有為な人材を持ってくる事業のさらなる発展というのを目指してやっていく、そういう内容を伴うような既存事業を分社化という形でやっていくものというのでも十分考えられますので、そういうケースについては私もそれはそれなりの政策的意義ありと考えて今回の法律の適用対象になる創業として位置づけたいというふうに御提案申し上げているものでございます。

○山下芳生君 なかなか私は理解できないんですけれども、今さまざまな企業や産業分野でそういう分社化によるリストラというのが流行してあります。そこで一体どういう事態が進行しているか。

例えば、日立製作所はエアコンや冷蔵庫などを製造している部門を七月一日付で別会社化いたしました。従業員約二千五百人のうち製造部門の約一千人を新会社日立栃木テクノロジーに出向、転属させました。そこで、やはり労働者の労働条件がかなり下がっています。五十歳未満は出向扱い、五十歳以上の方は新会社へ転属させられて賃金の三〇%がカットされるというふうに聞きました。それから東芝でも、東芝三重工場が今の敷地内に新会社をつくる。そこへ約三百名を移籍させるわけです。その労働条件は約二割の賃金ダウンとなる。それから、繊維産業でもユニチカ、繊維事業部門の分社化などで全従業員の三分の一に当たる千二百七十人の削減を今提案されているそうです。賃金は、三十歳以上四十五歳未満で基本給の一〇%、四十五歳以上の人は二〇%の賃下げの提案だそうですね。

これはどれも既存事業部門の分社化なんですけれども、ほとんど例外なく分社化に伴って賃金カットなどの労働条件の切り下げが行われている。新事業の創造はなしに既存事業の部門の分社化だけで、あるいは労働条件切り下げ、こういうリストラ、分社化まで支援していいのかなと私は率直に思っていますが、これは大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 今の場合ですと、実は冷蔵庫、家電というのは国際競争力を失いつつあるのだからと私は思います。東南アジアでも立派な冷蔵庫、立派なテレビをつくっておりますし、恐らく当該の会社は、場合によってはその部門から撤退をしてもいい、あるいはその部門をやめてしまってもいいというふうに考えても不自然ではない。現に生産拠点を海外に持っているわけですから、そういう経営判断もあり得るわけではあります。

しかしながら、経営者としては、雇用を維持するということもまた経営者の責任であって、その事業部門を継続して雇用を確保するためには一体どういう方法があるかといえは、それは分社化をして若干賃金体系を変えろということ以外にないという、私の想像ですけれども、恐らく経営判断をされたのだらうと思います。

そこで、そのこととやめてしまった方がいいというふうに物事を進めていくのがいいのか、あるいは若干労働条件を低くして、それを労働組合の皆さんに御理解いただいて事業を継続していくのがいいのかということとは、恐らくやはり労使の話し合いによって決まってくるのだらうと思います。

そこで、そういう分社化というのは、順風満帆のところは分社化をするというケースというのは比較的少ないのだらうと思います。分社化は分社化の事情があつて、大変苦しいところで分社化をするわけですから、ある意味ではそこで新たな立ち上がりというふうにお考えいただければ今回の法律の対象になるということとは私は不自然なことではない、私自身はそうように理解をしております。

○山下芳生君 私は、やはり企業の社会的責任という面からも企業の経営形態の変化というものは見なければならぬと思うんです。

国際競争力が激しくなっているのはこれは事実です。しかし、それを理由にして、だからといって、海外にどんどん生産拠点を移転していく。こ

れまで地域経済の中で重要な役割を担い、また下請企業からいろんな支援を受けてきた企業が本当に何の相談もなく海外に出ていくということが起こっておりますけれども、それでいいんだらうか。また、労働者に対しても企業は雇用の責任といたして果たすべきであるし、それがなかったら地域経済に対して大変大きな打撃を与える。日立も、今言った例だけじゃなくて、全体で四千人の人数を減らすということが、今地域の、町全体の問題になっているというふうに聞いています。

だから私は、そこはおのずから経営判断という面だけで見るとはいかない企業の社会的責任という側面があると思うんです。である以上、そういう企業の分社化に対して支援する限り、総合的なそういう観点を持って、政府として支援するんですから、やらなければならないんじゃないか。一方的に、経営の判断はこうだ、仕方がないであろう、分社化に当てはまるから支援しようなどというだけでは、これは長い目で見て地域の皆さんの理解を得られないし、やはりそういうことを続けていくことが総理がよく言う不況の環を逆に促進することにもなるんじゃないか。

そういう観点が必要だという御認識はいかがでしょうか、大臣。

○政府委員(岡本農君) 私ども、この法律の中で、支援の対象として読みかえて事業革新計画の承認という手続に結びつけているわけですから、支援の対象はそういう形で特定をすることにいたしておりますが、その際には、法文の中にも書いておりますけれども、実際の運用として申し上げれば、労働者、多くの場合は組合だと思えますが、組合の方々の御理解をいただいてその上で分社化という形で新しい事業に乗り出していく、そういうものを私どもは支援の対象として承認していくということで、そういった趣旨の要件を法律の中に、事業革新法のとことからそうでございますけれども、明定をさせていただいておるところでございます。

○山下芳生君 労働組合の理解と協力を得るといふ条文があるのは承知しております。しかし、理解と協力があればいいというものでもないと思ふんです。もっと広い意味で地域経済に対する責任という側面も考慮しなければならぬんじゃないか。同時に、失業の予防、雇用の安定に努めなければならぬという条文もあります。

しかし、私、お手元にお配りした資料を見ていただきたんですが、現行の事業革新法に基づいて承認された企業が、その後、従業員をどのよう維持してきたのか、あるいは維持しなかったのかという資料であります。これは、承認企業というのは現在百十五社ありますが、上場など六十二社、数字がわかるものをリストアップいたしました。

これを見ますと、事業革新法で承認された企業全体を合わせると、九五年三月で四十二万一千三百八十二人の雇用があったのが、三年後、九八年三月には三十六万四千五百六十人と、五万六千八百二十二人減っております。三年間で一三%雇用が減った。雇用を維持したのは二社だけなんです。これは、経企庁の九七年の資料ですけども、製造業全体が過去三年間で大体マイナスイナス二%。ですから、製造業全体、他の企業と比べてみても、この承認企業の方がうんと雇用を減らしているということが明らかになっているわけです。

こういう企業というのは、設備投資のための減税でありますとか産業基盤整備基金による債務保証などさまざまな支援措置を政府から受けている。そして、失業の予防、雇用の安定に努めなければならぬ、こう法文では書かれているそういう承認企業なんです。それがほかの企業以上に猛烈な人減らしを行っている。

これは私は大臣にぜひ考えていただきたいんですが、公的資金による資本注入された銀行が中小企業に貸し流していることが非常に国民的な批判を呼んでおりますけれども、これよく似ているんじゃないか。政府の支援を受けた企業、雇用の安定維持ということをやらなければならぬ、努力

しなければならぬ企業が、逆に他の企業よりも人を減らしている。これでは国民の理解を得られないんじゃないか、こう思いますが、いかがでしょうか。大臣、どうですか。

○政府委員(岡本義彦) ちょっとその前に。

突然いただいた資料でございますが、多分会社四季報の従業員の数で各社の九五年と九八年の数字を対比されたものと理解いたしますが、四季報に掲載されている従業員の数というのは当該会社単体の従業員ということでございます。それから、この間、多くの会社がグループ経営ということでそれこそ子会社をつくっているような分野に事業を展開するという面もあります。そういうふうな点をおわけて評価するという必要があるんじゃないかと思ひますが、第一点でございます。

それから、これは先生ももう十分御承知かと思ひますが、この間、アジアの金融危機でありますとか昨年来の大変な信用収縮でありますとか、日本経済全体の内外にわたる非常に大きな経済的な環境の変化というものがございまして、そういう事情もあわせ勘案して評価すべきものと私も考える次第でございます。

○国務大臣(与謝野馨) 個人的には私はこのように考えております。

人によっては、アメリカ型の市場経済原理がい、こう言われて、何か日本の雇用慣行とかあるいは経営というものが時代おくれのようになつてしまつて、日本例え労働慣行の終身雇用制度というふうなものには私は大変すぐれた制度だと個人的には思つてはいるわけですが、例えばアメリカのように少し不況になるとすぐレイオフする、あるいは日本社会には余り定着しつらい、あるいは日本の国民性には合わないような制度だろつと思つております。

ところが、ここ数年と申しますか、ここ七、八年、大変そういうことがもてはやされて、一方では経営者の間でリストラはやりになりまし

て、何か自分の企業をスリムにすることが大変いいことだというふうな錯覚に陥つた経営者が実はたくさんいたんじゃないかと思ひます。

実は、リストラというのとはその一つの企業にとつてはバランスシートをきれいにするという意味では大変いいわけですが、全部の会社がリストラをやるといふことは全部の会社で不況運動をやっているのとほとんど同じことではないかと、いわば合成の誤謬ということがここで発生するわけでございます。

そういう意味では、私は、リストラリストラといひ、また分社化といひ、何か企業経営を合理化していくということが大変近代的な経営といふふうに錯覚に陥ることよりは、経営者は従業員の雇用を維持する、そういうやはり社会的責任もまたあるということには自覚していただかなければならぬといふの底から思つております。

○山下芳生君 今大臣が懸念されている合成の誤謬というんです、それを私はこの法案が加速させる懸念を本当に抱かざるを得ないということを申し上げて、終わります。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。私は、まず最初に、小規模企業共済法の改正問題について御質問いたします。

今回の法改正の中心的な問題は、制度の根幹であります共済金の引き下げでございます。その理由は、市場金利が歴史的に例を見ない低水準に低迷を起しているということから、現行四・〇%の予定金利が確保できないからこれを二・五%に下げると、改定せざるを得ない。これは平成七年に続いて二回目の共済金の引き下げでございます。小規模個人事業主が加入者の大半を占めているこの共済制度、加入者にはこの低金利政策の責任はございませんね。

政府がつくっておりますこのパンフレットを私は見せていただきました。「中小企業事業団のご案内」というところにこんなふうに書いてあるんです。「小規模企業の個人事業主や会社等の役員が廃業・退職した場合、その後の生活の安定や事

業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく」ためにこういう共済制度ができたんだと。そして、「この制度はいわば、国のつくつた「事業主の退職金制度」といえるものです。」とちゃんと書いてありますよ。「国のつくつた」といふふうに書いてあるわけです。

私は、ここまでPRをしていらつしやるのであれば、こういう低金利政策に何ら責任のない方々の共済金の引き下げというふうにするのではなくて、低金利政策の是正とともにこの共済金の支給に必要な財源を出資金とか補給金の増額などで、まさに国の責任で行うべきだと考えますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨) 共済制度というのはいわば助け合い運動でございます。実は税の世界とは全く違つた世界にあるものだらうと思つております。

四%が二・五%に下げたといふのは大変残念なことでございますが、お預かりしているお金を四%で回すといふことを約束すること自体多分できないことを約束することになるんだらうと思つておりました。二・五%で回せと言われても果たしてそういう商品があるのかといへば、二・五%の商品ですら実は私は心配をしております。

しかし、いつまでも今の低金利時代が続くといふことも実は考えられないと思つております。これは五年、十年の単位で考えますと、世界の金利水準、五%から一〇%の間ということにだんだん戻つてくると思ひますが、ここ当分の間は日本は低金利時代が続くといふことはやむを得ない。低金利時代が続くといふことは四%の高い利回りの運用先を確保するといふことが不可能だといふことを意味しております。二・五%で運用するといふことは精いっぱい頑張つた数字であると思ひます。

○西山登紀子君 平成七年に続いて今度はもういふふうによくなるということになりますと、やっぱり将来に不安を持たざるを得ないわけです。私は、国が国の退職金制度だといふふうによつて

ちゃんとPRもしているわけですから、そこはやはり責任を持っていただきたいというふうに思います。

次に、貸し渋り対応の特別保証制度の問題についてお聞きをしたいと思います。

資料を配らせていただいておりますので見ていただきたいと思いますが、十月一日から実施をされて二十兆円の枠を確保したというこの貸し渋り対策の特別保証制度の実施がどのような形で行われているかということで、私は少しグラフにしてみました。十月末時点で保証の申込件数が三千件以上の都道府県を選びまして、こうしてグラフにしてみました。かなりアンバランスがございます。それでは十一月末になってどうかといえば、やはりアンバランスはあるわけです。正されておられません。そして、この申請件数というのは十月末が十五万四千二百二十四件が十一月末には四十万三千九百九十九件、非常に高い申請率、もう殺到しているという状況が出ているわけです。

この申請件数に対する承諾率はどうかというふうに見てみますと、十一月末で全国平均は七八％なんです。これ十一月末が白い棒なんです。十月末が黒い棒でございます。十月末、スタートして一カ月ものときに申請件数に対する承諾率の一番高いのが愛知県でございます、七五・三四％。一番低いのは京都でございます、一八・四八％。それが十一月末になってどうなったかということですが、申込件数に対する承諾率の一番高い県は青森県、率は九二・〇九％に上がっているんです。低いのは千葉県で、十一月末で五一・一二％でございます。しかし、十月末が一番最低でした京都は、頑張りましたけれども、五五・六四％というところで、まだ半分少ししかいかないわけです。私は何も竹を割ったように真つすぐしなさいと言っているわけじゃないんです。しかし、十月一日から相当の力点を置いてスタートしたはずのこの制度がどうしてこんな大きなアンバランスが生じるのでしょうか。なぜなのかというのが一つ

ぜひ実態を把握していただいてこの是正をしていただきたいし、まだまだ承諾率もうんと低いですから、私の地元の丹後ではつい最近でも資金繰りがうまくいかなかったで自殺をされている方もいらっしゃるんです。ですから、やっぱりこれは急を要します。大臣、これはぜひ早急に原因を調べてこのアンバランスを是正すると同時に、このおくれを正していただきたい。大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡田勝彦君) 御質問の点で、事実関係について私の方からまず御説明を申し上げます。

委員が整理されましたこの棒グラフ、私どもが差し上げた資料をビジュアルに分析されて大変ありがたうなことだと思っておりますが、まさに委員が御指摘になりましたように、本制度は十月一日に発足をいたしました。言葉は悪いんですが、私どもの期待した以上に四十万件という申し込みの件数が出ております。

したがって、ここにごさいますように、各県の協会に実際の承諾率に差が出てきているのは事実だと思ひます。この件について分析を詳しくさせていただきますと思ひますが、まず第一に考えられるのは、やはり従来に對して約五割以上のペースで保証の申し込みがふえておりますから、事務処理体制の問題というのが確かにあるかと思ひます。一言で申し上げまして、現在私どもといたしましては、各協会ごとの事務処理体制につきましていろいろ実態を御報告いただいております。それに対する対応の仕方等々についてもいろいろ御指導なり御相談に依拠しているところでございます。

○西山登紀子君 時間がないのでまとめて大臣にお答えいただきたいと思ひますが、今対応をとっていらっしゃるというんですけれども、このアンバランスの原因あるいは立ちおくれの原因はたくさん、複数の原因があると思ひます。私たちが調べました。幾つかあると思ひます。

しかし、その中で最も大きいのはやはり体制です。五十人で行っていたのを今は百人でOBの方々も寄せて一生懸命やっているという実態を私はある信用保証協会が実際に聞いてまいりました。ですから、そういうふうにするために人的な保障が必要で、自治体もプラスで人を派遣したりやっております。ですから、この自治体や各保証協会に対する人件費あるいは事務費の補助、これをちゃんとしないとこういう事態が解決できない。これ大臣にはっきりお答えいただきたい。

もう一つ大臣にお伺いしたいんですけれども、この特別保証制度の保証がついているのにまだ貸し渋っているという例が私たちが調査したのも、これはサンプル調査ではありますけれども、五十件調査をしたうち十一件がまだ貸し渋られていて、こういう事態があるんですよ。大臣、先日のこの委員会の大臣の御答弁でも信用保証協会の保証というのはこれは非常に最高のものなんだとおっしゃったではありませんか。ところが、こういうことがある。これは新種の貸し渋りですよ。是正をしてください。

○国務大臣(与謝野馨君) まず一点目は、必要な事務費というのはきちんと補助をして各県の事務処理がそういう費用の面でおくれるということのないようにするというのは、先生御指摘のとおり、当然やらなければならないことです。

ただ、二つ目の問題の、保証がついたのに貸し渋っているというのは何かよくわからない事例なんです。もう少し詳しくその例をお話しくださればお答えのしようがあると思ひますが。

○西山登紀子君 時間がないので、こういう例があると。

○国務大臣(与謝野馨君) 後ほどお知らせください。

○委員長(須藤良太郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後七時三十分散会

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力発電等に関する請願(第二五号)(第三七号)

一、愛知万博の開催内容の変更に関する請願(第二七六号)

一、原子力発電等に関する請願(第二八六号)

第二五号 平成十年十一月二十七日受理

原子力発電等に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二

紹介議員 野間 超君

紹介議員 野間 超君

エネルギー資源の乏しい我が国にとって必要な電力を確保することは極めて重要な課題であるが、原子力発電に関する施策は必ずしも十分とはいえない。また、高速増殖炉「もんじゅ」事故及びその後の一連の原子力施設における事故に加え使用済燃料輸送容器中性子遮蔽(しゃへい)材のデータ改竄(かいざん)問題も発生し、原子力開発の在り方に対する国民の不安と不信が増大しており、近年の原子力に対する情勢は厳しさが増している。このため、核燃料サイクルに對しては国民の理解、コンセンサスが十分得られていない。こうした中、安全性の確保と防災対策の確立、国民の理解と協力を得るための分かりやすい広報の徹底とともに、原子力政策に関する国民的合意の形成を目指した積極的な対応、さらには電源地域の振興を図るための総合的な施策の確立など、その充実強化が強く求められる。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、原子力発電施設等(核燃料サイクル施設を含む)の安全対策、防災対策及び周辺環境整備に係る予算枠を拡大すること。

エネルギー資源の乏しい我が国は、エネルギーの安定供給、経済性及び地球環境保全等の面から、今後とも原子力発電に依存せざるを得ない状況にあり、さらに原子力発電施設等の安全対策、防災対策及び周辺環境整備の充実強化

を図るため、国の予算枠を拡大すること。

第三七号 平成十年十一月二十七日受理

原子力発電等に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

横田修平

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一七六号 平成十年十二月三日受理

愛知万博の開催内容の変更に関する請願

請願者 名古屋市熱田区沢下町九ノ三水

野礪子外千八百八名

紹介議員 八田ひろ子君

「愛知万博」を開催するに当たって、次の事項について実現を図りたい。

一、「海上の森」を開催地から外し、自然環境を損なわない開催地を選定すること。

二、住民に過度な財政負担を押し付けることをやめ、既存施設の活用など簡素な万博を目指すこと。

三、地元住民や県民から万博の内容についてよく意見を聞き、反映させること。

理由

国や県が進めている「愛知万博」構想は、
(一) 自然環境を守ることができず、特に、多くの環境団体が瀬戸市「海上の森」での万博開催に反対している、(二) 会場建設費の県負担だけでも三百三十億円から五百億円とマスコミで報道されており、社会基盤整備や関連事業費を含めれば更に莫大な地元負担が見込まれ、県民生活を圧迫することが予想される、(三) 県民の合意ができていない。よって、二十一世紀の万博にふさわしい、環境を守る、住民に過度な財政負担を強いることのない、住民の意見がよく反映された万博にすべきである。

第二八六号 平成十年十二月七日受理

原子力発電等に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二三富佳

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

平成十年十二月十八日印刷

平成十年十二月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局